官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

目次

〔省　令〕
○労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一八二）　一
〔告　示〕
○保安林の指定をする件（**農林水産**二一八六～二一九三）　二
○保安林の指定を解除する件（**同**二一九四～二二〇一）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**二二〇二～二二〇七）　四
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条第一項及び第二項の規定に基づき対象施設の敷地等を指定する件（**国土交通**一三七六）　五
○道路に関する件（**関東地方整備局**二九〇）　五
○道路に関する件（**四国地方整備局**一〇四～一〇六）　五
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　最高裁判所　五
〔叙位・叙勲〕　五
〔褒　賞〕　七
〔官庁報告〕
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（青森労働局最低賃金公示二～五、熊本同二～四）　七
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
財団、社会保険労務士懲戒処分、絹土地改良区の定款変更の認可、建設業の営業の停止命令関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一七
会社その他

省　令

○厚生労働省令第百八十二号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第三項及び第二十条第一項の規定に基づき、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月十三日　厚生労働大臣　田村　憲久

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （法第十二条第三項及び第二十条第一項の割合の算定に当たり算入すべき保険給付の額及び特別支給金規則の規定による特別支給金の範囲に関する特例） **第七条**　当分の間、第十八条の規定の適用については、同条第一項中「、介護補償給付」とあるのは「、障害補償一時金、遺族補償一時金、葬祭料、介護補償給付」と読み替えるものとし、同条第二項の額の算定は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる保険給付の区分に応じ、当該各号に定める額（労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第六十四号）附則第二条第一項（労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第七十号）附則第四条及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第百八十二号）附則第二条において準用する場合を含む。）の規定により同項第二号に掲げる額に加えた額を除く。）とすることにより行うものとする。 一～九　（略） ２　当分の間、第十八条の二の規定の適用については、同条中「及び労災保険法」とあるのは「、労災保険法」と、「を除く」とあるのは「、東北地方太平洋沖地震に係るも	**附　則** （法第十二条第三項及び第二十条第一項の割合の算定に当たり算入すべき保険給付の額及び特別支給金規則の規定による特別支給金の範囲に関する特例） **第七条**　当分の間、第十八条の規定の適用については、同条第一項中「、介護補償給付」とあるのは「、障害補償一時金、遺族補償一時金、葬祭料、介護補償給付」と読み替えるものとし、同条第二項の額の算定は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる保険給付の区分に応じ、当該各号に定める額（労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第六十四号）附則第二条第一項（労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第七十号）附則第四条において準用する場合を含む。）の規定により同項第二号に掲げる額に加えた額を除く。）とすることにより行うものとする。 一～九　（略） ２　当分の間、第十八条の二の規定の適用については、同条中「及び労災保険法」とあるのは「、労災保険法」と、「を除く」とあるのは「、東北地方太平洋沖地震に係るも